

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 第5回 議事要旨

1 日 時 令和8年7月27日（月）午後4時00分～午後5時25分

2 会 場 法務総合研究所第1教室（オンライン併用）

5 3 出席者 〔構成員〕 田村善之座長、安藤和宏委員、今村哲也委員、奥邨弘司委員、櫛橋明香委員（オンライン出席）、澤田将史委員、柴野相雄委員、米村滋人委員（オンライン出席）
〔オブザーバー〕 内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
10 〔法務省〕 三谷英弘副大臣、竹林俊憲大臣官房審議官、伊賀和幸参事官、高木晶大局付、大久保紘季局付ほか

4 議事要旨

15 (1) 事務局による配布資料（資料16）の説明

(2) 討議内容の要旨
別紙1のとおり

20 (3) 取りまとめ報告書案の今後の修正について
取りまとめ報告書案の内容について概ね合意され、今後の修正については、座長に一任することとされた。

(4) 事務局による取りまとめ報告書の概要資料についての説明
25 報告書の内容を要約したスライド資料を事務局の責任で作成し、公表することを予定している。

(5) 閉会に当たっての座長及び副大臣の挨拶の要旨
別紙2のとおり
30

(●は座長の発言を、○は委員の発言を、◆は事務局の発言をそれぞれ示す。)

5

【資料 16・第 1 章第 1 (パブリシティ権) について】

◆資料 16 の第 1 章第 1 について、主な修正箇所は以下のとおりである (以下、頁や行数等の記載は資料 16 のものを指す。)

(1) 第 4 回検討会での指摘を受けて修正した箇所

- 10
 - ・ 10 頁「2 パブリシティ権の性質」について、「保護法益」という表現を削除
 - ・ 26 頁 16 行目「イ 声の顧客吸引力について」で、キャラクターの声については、その声が声優の声と識別される限り顧客吸引力を有するものと修正
 - ・ 38 頁脚注 85 において、プラットフォーム事業者に対する著作権や商標権侵害の差止請求に関する裁判例の紹介を追加
- 15
 - ・ 44 頁脚注 98 に、パブリシティ権の性質自体から行使上の一身専属性を否定することについて、否定的な見解を示す見解を追記
 - ・ 47 頁脚注 109 に、パブリシティ権の利用権設定による一部譲渡を認める見解を追記

(2) その他の修正箇所とその趣旨

- 20
 - ・ 21 頁「(イ) 広告」について、調査官解説記載のレストラン等に芸能人が来店した写真を店内に飾る例を削除 (内容について更に検討する必要があるため)
 - ・ 22 頁「(ウ) 「第 3 類型該当性の判断に当たっての留意点」の 20 行目以下で、「第 1 類型の『それ自体』や『独立して鑑賞』、第 2 類型の『差別化を図る目的』」がスクリーニング要件である旨の記載の削除 (タオル美術館事件等を踏まえると、第 2 類型でも必ずしもスクリーニングが働かない事案があるとの考え方もあり得るため)
- 25
 - ・ 23 頁「キ 3 類型以外で、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合——『など』」の脚注 51 に、第 2 章の脚注に記載されていたバンドスコア事件等の記載を統合
 - ・ 24 頁「(ア) 「裁判例において各類型の当てはめがされた事例」に、(ウ) に記載のあった F E S T V A I N Q U E U R 事件に関する記載を移動 (同事件が 3 類型一般について当てはめをしたものであることを明確化するため)
- 30
 - ・ 26 頁以降の「(3) 声のパブリシティ権侵害の判断基準」のアからカまでの記載順序の変更、27 頁「オ 第 2 類型」で、表現作品における「付す」の考え方について検討会で議論された二つの立場を併記 ((2) の肖像に関する記載と平仄を合わせるため)
 - ・ 30 頁 5 行目以下「(ア) 逸失利益」及び 36 頁の P o i n t において、パブリシティ権侵害が民法第 709 条の不法行為の問題であることを追記 (根拠規定の明確化のため)
- 35
 - ・ 41 頁から 42 頁脚注 92 に、「近年の学説では」以降の記載を追加

○資料 16 の 27 頁の「オ 第 2 類型」について、前回の検討会でも第 1 類型と第 2 類型をどう峻別するかという議論があったと思うが、28 頁の 2 行目以下で、「これに対し、②第 1 類型は声そのものをコンテンツとして鑑賞する類型であり、第 2 類型は別途存在する商品等に声をマークとして付する類型であるとの理解を前提として」とあるところ、この「声をマ

40

ークとして」という文言はどのような意味合いで記載しているのか。要するに、第1類型と第2類型が重畳しないように第2類型の範囲を狭く画する趣旨で、「マークとして」と付けたのか、あるいはほかの理由があるのか伺いたい。要件を加重しているように見えるので、少し整理した方がいいように思う。

- 5 ○この記載は、第2類型について文字通り声を「付す」類型と理解する立場と、「付す」を「使用する」の意味と理解する立場の二つに分かれているため、違いを明確にしておいた方がいいのではないかとということだと思う。ここで「マークとして」という表現を取ってしまうと、「付す」を「使用する」の意味と理解する立場との差が分かりづらいのであれば、
- 10 「マークとして」ではなく「マーク的に」でもよい。もともとは「ワンポイント」という表現であったが、「ワンポイント」ほど小さくする必要はないとのことで今の表現になったと理解している。どちらか一つの立場しか書かないのであれば、この表現はいかがかという議論もあるかと思うが、両説を明確に分けるのにはこれでも良いように思う。
- 「マーク的に」というのはなかなかよい言葉のような気がするが、どうか。
- 声をマーク的に商品に使用するというのが個人的には想像がつかない。「マーク的に」というのを入ってしまうと、いろいろな声の商品が類型から外れるのではないかと理解している。
- 15 ●恐らくいずれの説も、最終的にどの類型に当たるかはともかく、違法な類型であることについて違った考えを述べているわけではないように思われ、いずれの考え方もあり得るのだろうと思う。私自身は第2類型を狭く解する立場だが、マーク「的に」というのは、出所識別表示とまで言えなくても、その商品を特定するのに役立ったような場合を指すのではないかと
- 20 思っており、「マーク的に」くらいの言葉がちょうどよいように思う。委員の懸念については、第1の「付す」を「使用する」の意味と理解する方の見解でも可能であるし、また、資料16のいずれかの箇所、結局は違法類型には変わらないということが書いていなかったであろうか。
- 28頁14行目の「最終的には」以下でまとめているのではないかとと思う。
- 25 ○まず、14頁6行目以下で第2類型に当たらないとしても「など」に当たるとはならないかというところで記載していると思われ、その項の最後で、「このように、表現作品に肖像や声が組み込まれている場合において、第2類型の該当性をどう捉えるかは一概には整理し難いと考えられるが、最終的には、ピンク・レディー事件最高裁判決で示された3類型が有する違法性の実質を踏まえつつ、個別具体的な事案に即して実質的な評価を行うことが重要である」として、3類型が有する違法性の実質と同等であれば良いという結論付けもしているの
- 30 で、当該文言を外すまでの必要はないと理解している。
- 「一概に整理し難いと考えられるが、肝要なことは、最終的には……」として、「肝要なことは」などと入れるのはいかがか。
- 私の見解ではないので、ちょっと確認なのだが27頁「(ア) 表現作品等における「付す」の該当性」の記載は、表現作品に関しての説明だという理解でよいのか。そして、28頁3行目以下の「第2類型は別途存在する商品等に声をマークとして付する類型であるとの理解を前提として、両者は基本的に区別されるべきものであって、声を商品等そのものに組み込み」との記載における「商品等」は、表現作品の商品等という理解でよいのか。本項のタイトルが「表現作品等」であることから、表現作品を念頭に置いて読むと「商品等」が途中で入って
- 35 くるので、物理的な「商品等」も入のかと疑問に思うのではないかと。
- 40

●表現作品に限定するものでもないので、27頁19行目の「(ア) 表現作品等における「付す」の該当性」というタイトルの「表現作品等」は「商品等」に変えることでいかがか。併せて、28頁4段落目の「このように、表現作品に肖像や声が組み込まれている場合に……」の「表現作品」も「商品等」に直すということではいかがか。

5 ○その点を統一するのであれば、当該箇所についてはこれでよいと思う。

あと一点、28頁の「(イ) 該当例」で、この記載にはいわゆるコンテンツだけではなく、物理的な商品も含まれていると思うが、「商品等の差別化を図る目的で声を商品等に付す第2類型の例としては、有名人の声が再生される目覚まし時計等が挙げられる」とした上で、脚注64で複数の論文が参照されており、ボイス目覚まし時計については、27頁から28
10 頁の①の説によっても②の説によってもコンセンサスが得られていると読めたが、もう少し例を挙げてはどうか。ピンク・レディー事件最高裁判決の担当調査官による論文には、声の商品として、ボイスキーホルダー、ボイス貯金箱、ボイスお守り、サウンド缶バッジ、サウンド扇子、ボイスフィギュア、ボイスぬいぐるみ、サウンドコースター、サウンドボールペン、サウンドオープナー等、たくさん挙げられている。ビジネスになっているジャンルなので、全部とまではいかなくとも、この中から二つ挙げても、読者がイメージできてよいと思う。
15 う。

●新しい商品であるだけに言葉の外縁が少し不明確なところがあるように思う。伝統的な商品を記載することでいかがか。

○ボイスキーホルダーは今は相当一般的になっていると思う。

20 ●ボイスキーホルダーについては私も載せてもよいと思う。目覚まし時計と同じ程度に声の要素が強く、ほかの機能は余り加わっていないだろう。この点について、ほかの委員はどうか。

○基本的には、①の説の説明においてはいずれの商品を該当例に加えていただいても構わないが、②の説も含めて、①と②の説両方で該当するものとなると、「マーク的に」といえるようなものだけということになってくるので、難しい。両説において重なるものがあれば望ましく、例えば、ボイスキーホルダーがぎりぎりかと思う。概念が不明確で物によってどんなものかが変わってくるというところもあると思うが、取りあえず観賞性はないと言えそうなものであればよいと思う。観賞性のあるボイスキーホルダーは余りイメージしづらい、ということであれば良い。

●ボイスキーホルダーはどのようなものか。

30 ○「こんにちは、〇〇です」などと話すものをいう。

●そうであれば、「マーク的に」といえるか。

○ボイスキーホルダーについてはその人の声を聞くことのみを楽しみとして買う人もいるようにも思われ、その点で目覚まし時計とはまたイメージが異なるのかと思う。先ほど委員が指摘したように、声を鑑賞するために買う人もいそうな商品であるように思われる。ボイスキーホルダーというのは、通常のキャラクターの形状のキーホルダーに、発声機能が別途付いている程度の位置付けなのか。
35

○そうだと思う。ボイス目覚まし時計は「おはよう」とか「起きなさい」というようなボイスが入っているものだと思うので、ボイスキーホルダーが一番ボイス目覚まし時計に近いように思う。

40 ○目覚まし時計には実用目的が別にあることが明確ではあるが、それに対してキーホルダーは

個人的には実用目的があるとは余り感じられなかったところがあって質問した。

●そうはいつでも、キーホルダーは、普通、キーを下げているのではないか。

○ここまでボイスキーホルダーとボイス目覚まし時計に差があつて難しくなるとは思っていなかった。

5 ●そもそもボイス目覚まし時計が第2類型でよいのかさえいろいろな議論があり得るので、私のように第2類型を狭く解する者からすればどうかとも思うところであり、何か挙げたいが、例を挙げるのが難しい。いろいろと意見が割れているので、ボイスキーホルダーについては記載しないことにしたいと思う。

10 ○全く違うところで、細かい点ではあるが、いくつかコメントしたい。まず、42頁22行目の「転用型債権者代位権の要件は……」のところで、「②債務者の第三債務者に対する債権（被代位債権）の存在」とあるが、現在は被代位権利について債権である必要はないと考えられていると思う。また、実際にここで問題にしているのもパブリシティ権に基づく差止請求権であり、これを債権とは余り考えないのではないかと思うので、ここは被代位債権ではなく被代位権利としていただく方がいいかと思う。

15 ●私もその方がよいと思う。

○もう1点、44頁に「③の要件について、パブリシティ権の性質自体は人格的利益とは区分された経済財を保護する財産権であることから、パブリシティ権侵害に基づく差止請求権は行使上の一身専属権とはいえないと解し、仮にこれが行使上の一身専属権であるとする見解を採用する場合であっても、上記のとおり侵害排除義務を負うことまで合意しているときは、
20 人格主体の自律的意思決定に委ねるべき必要性がなくなることから、いずれにしても、行使上の一身専属権には該当しないことになる」とする担当調査官の見解がある」とあり、前半の「……一身専属権とはいえないと解し」までは行使上の一身専属権とはいえないと解することを前提に書かれているのに対し、「仮にこれが……」以下では、「行使上の一身専属権であるとする見解を採用する場合」に言及していると思うが、結論部分では「いずれにしても、
25 行使上の一身専属権には該当しないことになる」とされており、何を言おうとしているのかよく分からない印象がある。

●結論部分の記載を工夫する必要があると思う。

○結論を「行使上の一身専属権に該当しない」と言い切ると、その前を全て否定している印象を受けるので、その部分を少し工夫していただきたい。

30 ●当該部分の書き出しの「パブリシティ権の性質自体は人格的利益とは区分された経済財を保護する財産権であることから」についても、普通に読むと、直後の「パブリシティ権侵害に基づく差止請求権は行使上の一身専属権とはいえないと解し」につながるように読めるが、財産権を強調するとその結論にはならないため、内容的につながらない。もし文末の結論部分につなげるのであれば、つながりが不明確になっているので、文章全体を見直した方がよいと思うが、いかがか。

○結構である。

●44頁12行目以下の「侵害排除義務を負わない場合には、代位行使が認められない可能性が高いと考えられる」との記載は非常に強いメッセージのように思われるので、例えば、その直前の「少なくともライセンサーがライセンシーに対して侵害排除義務を負う例外的場面
40 では、代位行使が認められる可能性が相応にある」までの記載に留めるのはいかがか。もし

かするとこれから侵害排除義務を負わない場合にも代位行使を認める裁判例が現れるかもしれないので、ここで芽を摘んでしまうのはもったいないと思う。委員からもここは何とかしたいという意見が多かったと思うので、そのようにしたい。

- 11 頁脚注 8 で挙げられている「高林龍『著作権法〔第 5 版〕』」については、第 6 版が最新版のはずである。

【資料 16・第 1 章第 2（肖像等をみだりに利用されない権利）について】

◆ 資料 16 の第 1 章第 2 について、主な修正箇所は以下のとおりである。

(1) 第 4 回検討会での指摘を受けて修正した箇所

- ・ 53 頁以降の複数箇所における「保護法益」との表現について、「肖像権による実質的な保護の対象となる権利利益」等の表現に修正
- ・ 54 頁 16 行目「（イ）上記各権利利益に引き付けられない場合」で、「具体的な事例ごとに、肖像権により実質的に保護されるべき利益の内容を検討し、その性質を踏まえ」受忍の限度を超えるか否かを判断すべき旨を追記
- ・ 58 頁 23 行目以下で、インターネット上のコンテンツの削除について、「不法行為法上違法と認められる場合には、その削除が認められるとの考え方に基づいて判断するのが適当と考えられる」を、「裁判例上も、こうした考え方に基づいて判断されている傾向にある」に修正
- ・ 58 頁脚注 137 に、差止めの要件の検討において表現の自由に配慮を要する場合がある旨を追記
- ・ 61 頁脚注 142、143 に、議論状況の紹介として、死者の人格権に関する直接保護説やデジタル遺品の相続性についての議論を追記
- ・ 65 頁 12 行目「(4)人の声の利用と敬愛追慕の情」で、故人の声の利用が敬愛追慕の情の侵害につながることにについての説明を修正
- ・ 65 頁 34 行目「(6)敬愛追慕の情と差止請求」で、「敬愛追慕の情に基づく差止請求もすることができる」との断定的表現を避け、「否定されるものではない」との表現に修正

(2) その他の修正箇所とその趣旨

- ・ 50 頁 32 行目の Point の「（人格権に由来する権利）の一内容を構成する」との表現を削除（ピンク・レディー事件最高裁判決において人格権に由来する権利の一内容を構成すると表現されているのはパブリシティ権のみであることを考慮したもの）
- ・ 57 頁 8 行目「(1)損害の範囲」の本文及び Point において、肖像をみだりに利用されない権利の侵害が民法第 709 条の不法行為の問題であり、その損害賠償請求については民法第 710 条が適用されることを追記（根拠規定の明確化のため）

- 56 頁脚注 130 に「いずれの権利侵害とも相当因果関係があると認められる損害があるときは、重複して請求することができないことに留意する必要がある」とあるが、いずれの権利侵害とも相当因果関係がある場合には、いずれの請求によっても損害賠償請求は可能であるという結論になるのが本来であり、「ただし、重複して請求することはできない」というのが論理的な書き方ではないかと思われるところ、本来の主位的な結論の記載がなく、重複請求できないという部分だけが書かれているので、やや奇異な印象を受ける。ここは、「い

ずれの権利侵害とも相当因果関係があると認められる損害があるときは、いずれの請求によっても当該損害の賠償請求は可能であり、ただし、これらは重複して請求することができないことに留意する必要がある」というような書き方にした方がよいと思う。

●おそらく、伝統的には請求権競合になるものであるから、相当因果関係があると認められる損害があるときは、まず、いずれでも請求できるとして、最後は、法条競合でない限りは請求を立てること自体はできることを踏まえると、「重複して請求することができない」ではなく、「重複して賠償を受けることができない」などとするのはどうか。

○もう1点、57頁12行目以下で、「肖像等をみだりに利用されない権利は、人格権に由来し、人格的利益として保護される権利であることから」とあるが、以前にも発言したとおり、民法では権利と利益は一応違うものだと考えられているので、この記載は権利なのか利益なのか混乱を招く可能性があり、「人格的利益として保護される」を削除したほうが良いと思う。

●「由来する」という言葉はそのままでもいいか。

○その記載はそのまま結構かと思う。ここでの「人格権」は、ドイツ法的に言うと、いわゆる「一般的人格権」という意味であると思う。

【資料16・第1章第3（不正競争防止法）について】

◆資料16の第1章第3については、形式修正以外の修正は行っていない。

●修正点はないということであるが、念のため意見のある委員は発言されたい。特にないようであれば、次の章へ移りたいと思う。

【資料16・第2章第1（想定事例1）、第2（想定事例2）について】

◆資料16の第2章第1及び第2について、主な修正箇所（第1章の総論部分の修正に伴う修正箇所を除く。）は以下のとおりである。

(1) 第4回検討会での指摘を受けて修正した箇所

- ・97頁7行目「(イ) 共同不法行為責任について」で、幫助に関する記載を削除
- ・98頁15行目以下で、学習用データセットの販売行為について、第1類型に該当すると考える立場に加え、第1類型に近似するものとして「など」に該当すると考える立場を追記

- ・100頁4行目から6行目にかけて、「需要者において当該歌声が歌手X又は声優Xに係る営業主体による商品又は役務であることを表示するものとして広く認識されるに至っている中で」を、「需要者が声自体で商品の出所を識別している場合」と修正

※98頁1行目から5行目までの段落については、削除漏れのため、削除予定

(2) その他の修正箇所とその趣旨

- ・88頁19行目から22行目にかけて、「俳優の肖像は、商品又は営業の出所を当然に示すものとはいえない」との記載を、「裁判例の中には、肖像は人物識別情報であり、本来的に商品又は営業の出所表示機能を有するものではないとして、氏名及び肖像が商品等表示に該当する場面を限定的に捉えるものもある」と修正（表現ぶりの適正化のため）

●資料16の第1章第3につき、意見のある委員は発言されたい。特にないようであれば、次

の事例へ移りたいと思う。

【資料１６・第２章第３（想定事例３）、第４（想定事例４）について】

◆資料１６の第２章第３及び第４について、主な修正箇所（第１章の総論部分の修正に伴う修正箇所を除く。）とその趣旨は以下のとおりである。

・１０９頁２行目から７行目にかけて、パブリシティ権の毀損による損害について、ＥＮＪＯＹ ＭＡＸ事件を参照し、想定事例３－１でも認められる可能性がある旨を追記（パブリシティ権毀損の損害についての記述が不十分であったため）

・１１８頁脚注２１２について、北朝鮮著作物事件やバンドスコア事件等の事件を紹介する記載を削除（第１章第１の脚注５１と趣旨が重複していたため）

・１１９頁１５行目から２７行目にかけて、「もっとも……以下のものが考えられる。」を追記（プライバシー、名誉感情、私生活の平穏といった比較的その内実が明確な権利利益に引き付けて考えられないものの、肖像権により保護すべきと考えられる事例において、肖像権による実質的な保護の対象となる利益として何が想定されるかという問題意識が十分に本文中に反映されていなかったため）

・１２０頁７行目以下の（イ）について、項目を自己決定権から自己像の同一性に対する利益へと変更（検討会で出た意見の趣旨により近い概念を採用するのが相当と考えられたため）

・１２１頁「ウ 想定事例４について」の２８行目から３４行目にかけて、収益目的の有無に関する説明を追記（想定事例４は、想定事例１及び２の収益目的がない場合を取り上げるものであり、受忍限度の判断の考慮要素として収益目的の有無がどういった意味を持つか説明を補足するため）

○１１８頁１３行目の「例えば、Ｙ自身のＳＮＳが既に多数のフォロワー数を有しており、又はＹが多数のフォロワー数や閲覧数を獲得する意思を有している場合において、その肖像等に関するコンテンツをＳＮＳに投稿して多数の閲覧数・再生数を獲得し、これによって俳優Ｘ又は歌手Ｘに営業上の不利益を現に生じさせたと認められるときは、３類型に準ずるものと評価し得る（「など」に該当し得る。）と考えられる」という記述について、これでもよいと思うが、いろいろ調べてみると、いわゆるインフルエンサーは、自分のフォロワー数、閲覧・再生回数、反応率（自分の投稿に対するいいねやコメントの数）の三つの要素により、案件のギャラがすごく上がり、人気ＹｏｕＴｕｂｅｒは案件を動画１本１００万や２００万の単価で受け、これをビジネスとしてやっているということのようである。そこで脚注でも良いので、インフルエンサーとして活動している事実や、そういうビジネスをやっているという事実も考慮要素として考えられる、といった記載を入れてもよいと思う。もちろん閲覧数や再生数も重要だが、ビジネスとして、インフルエンサーとしてやっているという事実も結構重要ではないかと思っているので、何かその点に少し言及していただけないか。

●おそらく、再生回数等が直接収益に結び付く場合とは別に、何か契約があって、契約の更新に影響する場合もあるかと思う。その場合も収益目的になるのではないかと思うので、もし報告書案にその記載がないのであれば、脚注で入れたいと思う。例えば、想定事例においても、８４頁脚注１９０を参照する記載を入れておくのはどうか。

○そうであれば、報告書案の脚注１９０には、契約の更新や案件の依頼に影響する場合への言

及がないので、加える必要があるかと思う。

○103頁17行目「(ウ) 他人に類似する肖像が偶然生成された場合における肖像権侵害の判断」で、肖像権については、偶然に肖像を生成した場合に関する言及があるが、パブリシティ権については、偶然生成した場合に関する言及がない。パブリシティ権は出来上がったものを公開するときに顧客吸引力の利用を目的としているかどうかの問題であり、生成自体は偶然でも公開する時点で分かっていることが肯定されるので、完全に偶然による侵害というのは考えにくいということだと思うが、それが報告書案の記載から読み取れるか疑問であり、パブリシティ権については客観面にしか言及がないように見えて、読み手が少し混乱しないかという点が気になった。肖像権の記載とパブリシティ権の記載がそれぞれおかしいということではないが、並べてみると対応関係が少し気になった。誤解がないように1、2行でも脚注でも、何か補足した方が良いのではないか、という程度の指摘である。

●委員の指摘のとおり、どこかで記載しておけばよいと思う。

○118頁18行目以下の「これに対し、例えば、Yが、興味本位でコンテンツを公開し、多数の閲覧を獲得する目的までは有していなかった場合において、たまたまそれが予想に反して多数の再生数、閲覧数を獲得することになったときは、パブリシティ権侵害と評価することは困難であると考えられる」というのは、これを逆手に取ってコンテンツを公開する人が出てくるように思われるので、少し書き過ぎなように思う。この記載には引用文献もないので、法務省の見解として太鼓判を押しているように見える。

●更に言うと、118頁13行目の「例えば、Y自身のSNSが既に多数のフォロワーを有しており、又はYが多数のフォロワー数や閲覧数を獲得する意図を有している場合において」というのは、個人的な感覚ではあるが、「例えば」であっても、強いように思う。「Y自身のSNSが」から「意図を有している場合において」までの部分がなくても、肖像等に関するコンテンツをSNSに投稿して多数の閲覧・再生数を獲得していれば、その認識はあるわけなので、そうであれば侵害でもよいかと私は思う。まず、先ほどの委員の意見は、18行目の「これに対し」以下の削除であって、これについては私も賛成であり、更に、13行目の「例えば」以下については、これが要件かのように読めるので、削除するか、あるいは、公開時の主観的な意図などを重要視して残す場合でも、断定調は避けた方がよいと思う。

○今の点で、興味本位で公開した後に多数の再生数・閲覧数を獲得するということは、これが収益になっているということが前提のスキームになるのか。

●それは前提にはせず、収益を上げてはいないが、パブリシティ価値を毀損している場合を想定している。収益目的である場合については、むしろ想定事例1のケースになると考えている。

○13行目の「例えば」以下について、「既に多数のフォロワー数を有しており」というのはよく分からないように思う。パブリシティ権については、顧客吸引力の利用目的があるかどうかを言わないといけないわけなので。

●「又はYが多数のフォロワー数や閲覧数を獲得する意図を有している場合」は必要か。

○その部分はまだ説明がつくと思うが、結局「これに対し」以下の記載との差は、目的があるかどうかだと思う。この記載を逆手に取って誤解する人がないか。目的があると分かりやすい典型例を出しておくにとどめるというのものもあるかと思う。目的のありなしで変わってくることを大まかに書いておくということではよいように思った。

●考えられる可能性として、13行目の「例えば」以下の最初の「Y自身のSNSが既に多数のフォロワー数を有しており」という条件は消して、「又は」以下を残して、「例えば、Yが多数のフォロワー数や閲覧数を獲得する意図を有している場合……」という程度であれば、確かにそこまで強いメッセージにはならないから、よいかもしれない。それでどうか。

5 ○その点は同意する。

○結局、目的の有無という形で問題となると思うが、先ほど委員が指摘していたとおり、裁判では「自分はそんなつもりではなかった」という主張は出てくるとは思う。そういった主張については、目的の認定の一般論として、行為者の主観に関する主張以外にも客観的、外形的な事実や行為態様も踏まえて目的が認定されるということを書くのでもよいかと思った。

10 ●余り踏み込まずに、18行目の「これに対し」以下は削り、13行目の「例えば」以下については、先ほど提案したとおり、最初の条件のみ削るというのはどうか。収益目的がないことは想定事例に書いてあるので、わざわざここに書かなくてもよいのではないかとは思う。

また、細かい点ではあるが、今回直した121頁28行目の「なお」以下には「収益目的の有無によって受忍限度を超えるか否かの判断が直接的に左右されるものではない」と書いてあるが、個人的には、収益目的があると、かえって受忍限度を超える方向に参酌される気もする。この記載は、それを否定して、全く無関係だと述べているようにも見えるので、修正した方がよいかとも思う。収益目的があることが、受忍限度の判断に一切影響しないとまでは断言しなくてもよい気がした。

15 ○今、座長が指摘した文章については、確かに無関係と言っているように読める気はするので、私も、32行目の「想定事例4は、」以下の文章の趣旨だけが残れば良いように思う。

【資料16・第2章第5（想定事例5）、第6（想定事例6）、第7（想定事例7）について】

◆資料16の第2章第5から第7について、第1章の総論部分の修正に伴う修正箇所を除いて、主な修正箇所は、129頁「イ『（同一若しくは）類似の商品等表示を使用』」の「一定の商品化グループによって作成された商品であるなどと需要者の間に広く認識されるとき」を、100頁の修正と同様の趣旨で、「一定の商品化グループの商品等表示となっている場合に」と修正した部分である。

○想定事例7は故人である俳優Xの肖像利用の事例であり、パブリシティ権も問題になり得ると思うが、131頁以下では、パブリシティ権に関する言及がない。パブリシティ権の相続性については第6を参照すれば良いという趣旨か。

●想定事例6の繰り返しにはなるが、想定事例7だけを読む人もいるかと思うので、脚注でパブリシティ権については想定事例6を参照などと記載しておいた方がよいかもしれない。

○さまつな点ではあるが、想定事例7も含めて、想定事例に付いているイラストのうち、SNS上で公開した部分のイラストがSNSで公開したというイメージには合わないように思う。

35 ○一つの端末を1人が見ている図が三つぐらいあると良いと思う。

◆先ほどの議論の中で、121頁28行目以下の収益目的に関する記載について、委員からの意見は、「なお……直接的に左右されるものとは解されない。」を単純に削除するという趣旨か。この記載を単純に削除してしまうと、収益目的がある場合でも権利侵害が否定されないという趣旨が読み取れないのではないかと思い、確認させていただきたい。

40 ○収益目的がある場合に権利侵害になることはもちろん否定はしないが、「少なくとも、収益

目的の有無によって受忍限度を超えるか否かの判断が直接的に左右されるものとは解されない」と書くと、収益目的があることがプラスの要素にも働かないように理解されないかという懸念であった。収益目的がある場合に権利侵害になり得るということを書くことには全く異存はない。

- 5 ◆例えば、３２行目の「想定事例４は……否定する方向の考慮要素となるものとは考え難い」の後に、なお書として、収益目的がある場合においても権利侵害は否定されないと入れることは考えられるか。
- あり得ると思う。

10 **【資料１６「終わりに」について】**

- １３５頁１１行目以下で、知財推進計画を引用しており、「『より確実な権利保護に向け、ハードロー整備（不正競争防止法改正を含む）の必要性も含め引き続き議論を継続する』とされたことも踏まえた検討が引き続き進められることが望まれる」とあるが、少しメッセージが強い印象を与えるように思う。本検討会で不正競争防止法の解釈については議論したが、
- 15 立法については議論していない。１１行目以下「今後……望まれる。」の段落ごと削るか、もし書くのであれば、「知的財産推進計画２０２６の趣旨も踏まえた検討が引き続き進められる」程度にしておくのがよい気もするが、どうか。

- 知的財産推進計画２０２６を引用するのも悪くはないが、それよりも、この報告書自体の中に何か所も、意見がまとまらず特定の結論に至ることはなかったというようなことが記載された箇所があったわけなので、そうした点について引き続き検討する必要があると書き込む方が良いのではないかと思います。この検討会の中で十分結論が出なかった点についてまず検討した方が良いということを、将来的なメッセージとして出すことは重要であると考えます。その種の論点については、他の省庁や検討会でも検討してほしいということを述べても構わないと思う。

- 25 ●そうすると、可能性として、例えば、７行目の「……各種法的論点の検討を行った。」の後に、「他方、残された課題もあることも分かった」などの文章を入れて、「本報告書が……予測可能性が高まることを期待するとともに、引き続き諸課題についての検討が進められていくことが望まれる」とするのはどうか。

○大変結構だと思う。

閉会に当たっての座長及び副大臣の挨拶の要旨

【田村座長】

5 私の専門が民法ではなく、パブリシティ権も実務が非常に進んでいる分野でもあり、本検討会の座長を引き受ける際には、大変難しい問題だと感じておりましたが、委員の皆様様の御協力を得て、大変立派な報告書になるように感じております。ひとえに皆様のおかげです。拙い進行ではありましたが、御礼を申し上げます。事務局及び三谷副大臣にも御礼を申し上げます。皆様ありがとうございました。

【三谷法務副大臣】

肖像、声等の無断利用に関する検討会第5回を終えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。田村座長をはじめ、委員の皆様には4月の第1回から本日までに、声優等の方々のヒアリングも含め、5回にわたって集中的に活発な御議論をしていただきました。

15 本検討会では、生成AIによる肖像、声等の無断利用の問題という、これまで裁判例が乏しい分野について、第一線で活躍されている研究者及び実務家の皆様による民法及び知的財産法の学術的・実務的観点から御議論が行われました。その中で、本検討会では、声が法的な保護の対象になるという基本的な理解が示されました。人の声が保護されるということは、これまで社会において十分認識されていたとはいえないと考えられますが、これを明らかにしたという点において本検討会は重要な意義を有するものと考えております。この点を含め、
20 本検討会における検討は、パブリシティ権や肖像権等に関する議論の整理をした上で、現在直面する諸事例への当てはめも可能な限り行ったというものであり、大変意欲的で、かつ実務上大変参考になるものになったと理解をしております。

見解が一致するに至らなかった論点もありますが、本検討会における検討が端緒となりまして、各所における議論、研究が更に活発化していくことを心から期待しております。

25 座長及び委員の方々の御尽力、御貢献に重ねて厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

—了—